

総 会 議 事 録

令和2年9月

令和2年9月10日(木)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和2年9月10日(木)
開 会 午前8時30分、閉 会 午前8時55分
場 所 宮津市役所 第5会議室

農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、久保添 公哉、関野 掲司
宮崎 健治、宮崎 正之、山田 正明、松本 聡、吉田 雅典
吉田 進、小山 有美恵、細井 康、石田 弘司

13名

欠席 和久田 二三代

1名

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、平野 信也、宮前 善有、糸井 久和、和田 隆
瀬戸 享明、溝口 喜順、垣根 敏孝、荻野 雅章

9名

欠席 細見 秀史

1名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
日程第3	議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
日程第4	議案第27号 非農地証明交付申請の承認について
日程第5	議案第28号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
日程第6	宮津市農業委員会建議等専門委員会委員の委嘱について

日程第7

担当委員の指名について

- ① 農業者年金加入推進員
- ② 情報委員会委員

〔関野会長〕 おはようございます。

ただ今から、令和2年9月定例総会を開会いたします。

稲刈りシーズンに入りまして本日は早朝から皆様にお集まりいただきました。

円滑に早く総会が終えられますよう委員の皆様の御協力をお願いいたします。また、皆様御存知のとおり先日の台風10号では、記録的な勢力により各地に甚大な被害が発生しております。被害に遭われました地域の皆様に、心から御見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、議事に入ります。本日の出席委員は24名中22名、欠席委員は、和久田委員、細見推進委員の2名です。農業委員の過半数が出席していますので、総会は成立しております。

それでは、日程第1「議事録署名委員」の指名をします。宇野委員、久保添委員をお願いします。

次に、日程第2 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 お手元の資料の3頁を御覧ください。議案第25号になります。

「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」下記の申請人より、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったことについて議決を求めます。1件ございます。

農地の所在は 大字小田※※番、登記簿地目は畑、面積は※※㎡です。

譲渡人は※※様、申請事由は高齢によるものと※※で生活していることから遠隔地となっていることにより管理ができないためです。

譲受人は※※様で※※にお住まいです。申請事由は農業経営の規模を拡大するためです。

具体の場所につきましては、4頁に地図を添付しております。

上官津小学校、上官津浄水場より大江山側です、小田地区の日吉神社の近隣になります。

次の5頁に現地の写真を添付しております、写真に写っております中央の畑が今回案件の農地でございます、現在はぶどうを栽培しておられます、移転後も引き続きぶどうを栽培される計画でございます。

次に6頁に調査書を添付しております。調査項目を上から、全部有効利用これは経営される農地が全て適正に管理されているか、次の項目の農業生産法人以外の法人、次の信託及び農作業常時従事などにつきましても問題となることに該当しないことを確認しております。

次の下限面積のつきましては、譲受人は既に**a余りを耕作されており、今回申請の農地を含めると**aとなります。下限条件の30aを超えております。次の転貸禁止や地域調和などの項目につきましても現地確認などを行うなどして確認しております。

議案第25号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員であります私から補足説明を申し上げます。

この農地はもともと十数年前に大阪から移住されていた方がぶどうを始められました。諸般により**様が耕作するようになりそれ以来7、8年**様が作っておられます。他の農地のたくさん耕作しておられますので問題はないと判断いたします。

これより議案第25号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第25号については許可してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第25号については許可します。

次に、日程第3議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 7頁を御覧ください。議案第26号です。

「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」下記の申請人より、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったことについて意見を求めます。1件ございます。

農地の所在は 大字獅子崎**番、登記簿地目は畑、面積は**㎡です。

譲渡人は**様、譲受人は**様です。転用目的は住宅を建築するためです。

具体の場所につきましても8頁に地図を添付しております。

位置的にはつつじヶ丘団地の一番海側に整備された区画であります。

また9頁に現地写真を添付しております。赤枠の部分となります。

写真のとおり現状は、みかんの木が数本植えられている状況であります。

また参考ですが、今回申請地の奥側に隣接する空き地につきましては、まだ工事の着工はされておりませんが、今年の4月案件で今回と同じ5条転用で許可を受けた土地でございます。

次の10頁に本案件に係る意見書を添付しております。

申請に係る土地、事業計画、農地の区分を確認しております。

また、意見書の中ほどにあります、適当の文字に丸囲みしてあります所ですが、2番の資力及び信用につきましては、自己資金についての残高照会及び融資に關しまして金融機関発行の証明書など各々必要な形で確認をとっております。

また、雨水及び汚水等の排水対策などにつきましても、住宅工事に併せて公共下水に接続することを確認しております。

議案第26号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員から補足説明をお願いします。

〔酒井推進委員〕 農業委員の和久田委員が今日欠席されておりますので、私も8月26日に立会いしておりましたので報告させていただきます。

ただ今事務局から説明のありましたとおり、これに接しております土地は春に転用許可の下りた全く同じ条件の土地であります。

これとって問題はないと判断いたします。以上です。

〔関野会長〕 ありがとうございました。

これより、議案第26号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

〔松本委員〕 ここは分譲地ですか。

〔内藤主任〕 分譲地となっております。

〔松本委員〕 それで現況は全て農地で、売れた時に農地転用を行うことになるのか

〔内藤主任〕 宅地工事の着工に合わせて転用を行うことが多いです。

〔関野会長〕 その他、御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第26号については、許可相当の意見を付し、京都府へ進達してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第26号については、許可相当の意見を付し、京都府へ進達します。
次に、日程第4 議案第27号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より、提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 お手元の資料の11頁を御覧ください。議案第27号になります。

「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。

土地の所在につきましては大字小田※※番、登記地目は田、面積は※※㎡、ほか1筆ですが、同じく大字小田※※番、登記簿地目は畑、面積は※※㎡です。

所有者はいずれも3条申請で出ておりました※※様で、※※にお住まいです。

非農地の事由につきましては、昭和10年頃から耕作をされておられません。

具体的場所につきましては、12頁に地図を添付しております。

上の農地は先程の3条申請の農地の近隣になります。市役所から見て日吉神社の手前になります。下の地図の農地ですが、鶴亀橋付近の三差路を関ヶ渚方向へ進み、与謝野町との境界の手前の山中にあります。不動明王神社の近所となっております。

次に13頁に現地の写真を添付しております。上の写真が日吉神社付近の農地であります。

永年、農地として利用されておらず、以前は右隣の空き地に建物が建っていたなど雑種地の様相となっております。また、高齢、遠方にお住まいであることもあり今後も耕作される見込みはないとのことでした。

下の写真ですが、与謝野町の手前の山中の農地でございます。

もともと山間の僅かな幅の土地に設けられた農地であり大雨や風化により、現在は地形を確認することも困難であります。写真のとおり竹藪となっております。

議案第 27 号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員であります私から補足説明を申し上げます。

13 頁の写真を見ていただきますと分かりますとおり農地以外の分は 20 年近く前に※※様の住宅が建っておりましたが、ここだけは農地となっており永年このままの状態でしたのでやむを得ないと判断します。

次の小田※※番ですが段々畑が有りましたようで、少し奥に行きますとまだ石垣が残っております。かなり以前に耕作をされていたようですが、この道路が出来る以前 30 年以上はこの状態で完全に山林化しており耕作もままならないと判断いたしました。以上です。

これより議案第 27 号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 27 号については、承認してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第 27 号については承認します。

次に、日程第 5 号議案第 28 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 14 頁を御覧ください。議案第 28 号になります。

「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」意見を求めます。

14 頁から裏面の 15 頁にかけて一覧が掲載されておりますので御確認ください。

4 件ございます、

公告日は 9 月 18 日の予定となっております。

議案第 28 号に係ります説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔関野会長〕 これより、議案第 28 号について質疑に入ります。何か御意見等ござ

いませんか。

〔宮前推進委員〕 1番の福知山の方については、遠隔地の方が耕作されるということですが本当にできるのでしょうか。

〔小西事務局長〕 こちらにつきましては、福知山から来られて新規就農という形になっております、この方を中心に数名で耕作をされるということで実際にお話しもしまして、耕作地を借りてやっていきたいということで貸手である※※様はこの方ならやっていただけるということでお話を聞いております。

遠隔地ではございますが通作は可能と判断しており事務局としては借受けをしていただける方だと確認しております。

〔宮前推進委員〕 通作と言いますと100日以上耕作しようとする、福知山から3日に1回来ていただけると理解して良いのでしょうか。

〔小西事務局長〕 畑ということで通年を通じて3日に1回というか耕作状況に応じて来ていただけることを確認しております。

実際、若い方、新規就農ということもありまして農業委員さん推進委員さんはこちらの方について気に留めていただきますようお願いはさせていただいております。

〔宮前推進委員〕 農業に関わる耕運機、鍬など機材などはどうしておられますか。

〔関野会長〕 私の方からよろしいでしょうか。

以前私もお願いされて稲刈りをしたことがありますが、貸手の※※様は農業用倉庫を沢山持っておられ、これらをお借りする事になっているものと解釈しております。

〔宮前推進委員〕 4反余りの田畑になりますが「たぶん、だろう」だけでは判断し兼ねますが、具体的に何かあるのでしょうか。

〔関野会長〕 耕運機、トラクターなど田植えができる所までは一式有りました。

2間×6間の倉庫がありまして、他にも所有する場所に各々農機具を備えておられまして耕作は十分行えますのでそこをお借りすると判断しております。

〔宮前推進委員〕 借りられるという確約はあるのですか。

〔関野会長〕 直接は聞いておりません。

〔小西事務局長〕 こちら方で確認しておりますのは、すごく意欲もありますし農機具等も※※様からお借りされ自分でも準備されていくということで耕作を続けていただけると確信しております。

〔関野会長〕 その他、御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 ほかに質疑もありませんので、異議なしと認め議案第28号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第28号については決定とします。

次に、日程第6 宮津市農業委員会建議等専門委員会委員の委嘱について及び日程第7「担当委員の指名について」を議題とします。

初総会からこの間に、役員会で農業委員会の体制について議論してきました。

その結果、建議等専門委員会、農業者年金加入推進員、農業委員会だより及び全国農業新聞の編集とその府普及推進を行う情報委員会につきまして、まずは、この3つの委員会を設置することとしましたので、御理解をいただき御協力を賜りたいと思います。

最初に、事務局からこの3つの委員会の所掌事務について説明をお願いします。

〔小西事務局長〕 事務局から3つの委員会について御説明します。

まず、建議等専門委員会です。こちらは、議案資料の16項に設置要項がございます。

第1条の設置のところにもございますが、農業委員会法第38条に、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての「具体的な意見を提出しなければならない」ことになっておりまして、毎年、当初予算編成時期前に、市長に意見書を提出しております。

これは、農家を代表する委員の皆さんが、農業振興に関する意見を市長に届けていただくもので、トップ会議という形で、市長との意見交換をする基礎資料としております。

本年度も11月の中旬にこのトップ会議を開催したく、建議等専門委員会で2回程度、御検討をいただき、11月12日の総会で決定の上、市長と4役さんに懇談をいただく予定でございます。

その意見書の調整を主な内容としています。

次に、農業者年金加入推進委員会ですが、独立行政法人 農業者年金基金が実施している農業者年金で、国民年金に上乘せする形で、農家の老後の生活を安定したものにしていくため、全国農業会議所、JA、都道府県農業会議、農業委員会が連携して加入推進を行っています。

制度の概要につきましては、お手元に冊子を配付させていただいておりますので、また御覧をいただきたいと思っております。詳細は、後日、改めて御説明をさせていただきます。現在、本市の受給権者は58名、被保険者は4名となっております。

また、本市でも年間30万円～40万円ほどの業務委託手数料を農業者年金基金からいただいております。

委員の業務としましては、研修会が年1回あるほかは、個別訪問等をお世話になり農業者年金制度の周知や加入推進を図っていただくこととなります。

次に、情報委員会ですが、会長からもありましたように、年1回各戸配付しております農業委員会だよりの発行と、全国農業新聞の京都版で宮津の記事の掲載が回ってきましたら編集をお世話にさせていただいております。加えて、農業新聞の販売促進にかかわっていただくこととしております。

説明は以上でございます。

〔関野会長〕 ただ今の説明に関し、御質問、御意見はございますか。

(意見なし)

〔関野会長〕 それでは、私から担当委員を指名させていただきます。
御異議ございませんか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは最初に、宮津市農業委員会建議等専門委員会の委員として、役員の方の6名の方を指名し、加えて、吉田雅典さん、石田弘司さん、宮前善有さん、垣根敏孝さんの4名、計10名を指名します。

また、農業者年金加入推進委員として、今中会長職務代理者、久保添公哉さん、宮崎正之さん、小山有美恵さん、細見秀史さんの5名を、情報委員会の委員とし

て、和久田二三代さん、松本聡さん、細井康さん、平野信也さん、瀬戸享明さんの5名をそれぞれ指名します。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

なお、今後、これ以外の委員会等についても検討をしており、今回、指名のなかった委員の皆様も今後お世話になることがあるかと思いますが、その節はどうぞ、よろしくお願いいたします。

以上で、議事日程は全て終了しました。議案書の最後のページに、先の役員会で行われた専決報告の一覧を添付しております。御質問等ありましたら、会議終了後に事務局までお願いします。

官津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 関野 揚司

委 員 宇野由美子

委 員 久保 公武

記 録 者 小西 正樹